

Title	カント「先験的感性論」についての一考察
Sub Title	Eine Betrachtung uber Kants 'Die transzendente Asthetik'
Author	井野, 綽也(Ino, Nobuya)
Publisher	三田哲學會
Publication year	1984
Jtitle	哲學 No.79 (1984. 12) ,p.49- 73
JaLC DOI	
Abstract	In seiner "Transzendentalen Asthetik" beabsichtigte Immanuel Kant, die Aprioritat von Zeit und Raum zu beweisen. Ob es ihm aber gelungen ist, sie als eine Begründung von objektiver Gultigkeit der Erkenntnis geltend zu machen, scheint mir einigermaßen fragwürdig. Um die Begründung zu berechtigen, mußte auch der Prozeß des Zustandekommens von der Zeit-und Raumvorstellung als apriorisch angesehen, vielmehr bewiesen werden. Meines Erachtens konnte jedoch die Zeit- und Raumvorstellung nur a posteriori entstehen als Bedingung für Existenz. Dabei taucht eine Frage auf : Wie kommt man zur Erkenntnis, daß Zeit und Raum notwendige Bedingungen für Existenz seien? Erfahrung allein konnte diese Frage nicht überzeugend auflösen. Das ist der Grund, warum ich hier Notwendigkeit in zwei Arten kategorisiere : „absolute und relative Notwendigkeit,,. Dieser Denkprozeß wird uns unvermeidlich zum Schluß führen, daß Zeit und Raum wirklich die notwendigen Bedingungen für Existenz sind. Alles in allem : die Selbstverständlichkeit der Existenz hebt die relative Notwendigkeit zur absoluten auf.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000079-0049">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000079-0049</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

カント  
「先験的感性論」についての一考察

井 野 緯 也\*

**Eine Betrachtung über Kants  
'Die transzendente Ästhetik'**

*Nobuya Ino*

In seiner „Transzendentalen Ästhetik“ beabsichtigte Immanuel Kant, die Apriorität von Zeit und Raum zu beweisen. Ob es ihm aber gelungen ist, sie als eine Begründung von objektiver Gültigkeit der Erkenntnis geltend zu machen, scheint mir einigermaßen fragwürdig.

Um die Begründung zu berechtigen, müßte auch der Prozeß des Zustandekommens von der Zeit- und Raumvorstellung als apriorisch angesehen, vielmehr bewiesen werden. Meines Erachtens könnte jedoch die Zeit- und Raumvorstellung nur a posteriori entstehen als Bedingung für Existenz.

Dabei taucht eine Frage auf: Wie kommt man zur Erkenntnis, daß Zeit und Raum notwendige Bedingungen für Existenz seien? Erfahrung allein könnte diese Frage nicht überzeugend auflösen. Das ist der Grund, warum ich hier Notwendigkeit in zwei Arten kategorisiere: „absolute und relative Notwendigkeit,“. Dieser Denkprozeß wird uns unvermeidlich zum Schluß führen, daß Zeit und Raum wirklich die notwendigen Bedingungen für Existenz sind. Alles in allem: die Selbstverständlichkeit der Existenz hebt die relative Notwendigkeit zur absoluten auf.

\* 都立雪谷高等学校 (慶應義塾大学大学院文学研究科博士課程修了)

## I

カントの哲学が認識の権利づけを意図し、構成説を唱えてアприオリな総合判断の可能性を求めていることは周知の如くである。「純粹理性批判」の緒言IVにおける分析判断と総合判断の区別は、認識の普遍妥当性と必然性のためにはいかなる判断が要求されるかを示したものにほかならない。およそ蓋然的確實性のみを与えるものでしかない経験は、認識の厳密な普遍性と必然性を与えることはできない。それ故、これらを認識に与えるために経験に依拠せざるもの、即ち、アприオリなものの存在がカントによって想定されざるを得なかったことは無理からぬことでもあった。人間における認識の根幹としてカントによって挙げられた受容性の能力としての感性と自発性の能力としての悟性——、かくてその両者のうちにアприオリなものの存在の論証が意図され、そして順序として先ず感性にアприオリな直観が存することがアприオリな総合判断の不可欠的条件とされたのである。

しかしながら、感性論において説かれた時空のアприオリ性が、真に認識の権利づけの一端を担うものとしてこれに参加し得るものであるのかどうか——。カントにとっては時空が経験によって知られると解されてはならない故に、もし彼の意図が有効に働らき得るものとするなら、時空のアприオリ性は、それがアприオリに（経験に依拠せずに）知られること（特に明確には、cf. 註(1), 冒頭）、即ち「時空の表象の成立がアприオリ」ということでなければならない。カントによって説かれたアприオリ性にこの意味の論証がなされているものかどうか。これが感性論についての考察に限りたいこの小論の出発点である。

## II

「形而上学的究明」<sup>(1)</sup>における時空のアприオリ性は、相互に重なり合うと

はいえ、主として次の三種に結論づけられている。

- (1) 経験に依拠しないアプリアリな表象（主に、共に形而上学的究明の 1. 2.）.
- (2) 必然的、根底的表象（           "            ）.
- (3) 純粹直観、或いは直観形式<sup>(2)</sup>（主に、空間は3, 4, 時間. 4, 5.）.

(1)は認識の権利づけの一端を担い得る有効な用語として使用されているのみで、経験に依拠せずに知られる「アプリアリな表象」たることは実質的には論証されてはいないと考えられねばならない。

カントが(1)をいうのは、「時空」が経験に依拠して形成される通常の意味の概念とは異なるという点から、また、対象や現象<sup>(3)</sup>の非存在は考えられ得ても「時空」の非存在は考えられ得ないという点からである。だがこれは「時空」が(1)たることの論拠にはなるまい。所謂概念と異なってもアプリアリな表象とは断じられないから、即ち、アプリアリな表象でなくとも（経験に依拠して成立する表象であっても）概念と異なるといえるからである。「時空」はまさにそれに当ろう。また「時空」の非存在が考えられ得ないというのも、それが(1)たることの論拠とはなり得ない。なぜなら、時空表象がアポステリオリであってもその非存在は考えられ得ないからである。かくては権利づけの一端を担うために有効な(1)の規定、即ち時空表象のアプリアリ性は決して論証されてはいないとされねばならない。

(2)がいわれるのは対象や現象の成立には「時空」が不可欠的前提をなすという点から、また(1)と同じく、対象や現象の非存在は考えられ得ても「時空」の非存在は考えられ得ないという点からである。確かにこれらの論拠から「時空」は対象や現象を成立せしめる必然的、根底的表象であるとはいえる。しかし、そうはいえても時空表象の成立がアプリアリであることにはならない。それらがアプリアリに知られるのでなくとも、即ちアポステリオリに知られるのであっても必然的、根底的表象として知られるといえるからである。従って(2)の規定は正しいとしても、時空表象成立

のアプリオリ性を意味し得ないが故に有効性を持たないと考えられる。時空表象の「必然的、根底的たること」と「アプリオリたること」とは別ごとであろう。「時空」は対象や現象が可能であるための必然的、根底的表象といえるのみである。

(3)の純粹直観、或いは直観形式とは、現象を秩序づける感性の純粹な直観形式ということである。これがいわれるのは、無限量として表象される「時空」が、無数の表象を自己の下に (unter sich) 包括している通常概念とは異なって、その部分を自己の内に (in sich) 包括している唯一的、先行的（「部分的時空」に先行的）であるという点からである。しかし、「時空」の唯一性と先行性は、それがアプリオリな直観であることの論拠にはなり得ない。アプリオリに知られる直観でなくとも唯一的、先行的と知られ得るからである。カントの論述は「時空」が通常概念や所謂経験的な直観と異なっているということをいっているのみであろう。

(3)はまた、「時空」がアプリオリな直観形式でなければ、幾何学や自然科学の原則命題の普遍妥当性を説明できぬという点からも<sup>(4)</sup>いわれている。幾何学についていえば、直線や三角形等の概念が使用される絶対的必然性を持つ原則としての綜合命題の導出が可能なのは、それらの概念からではあり得ないとするところから、「空間」がアプリオリな（カントは(1)(2)(3)の意味を皆含ませているのでであろうが、(1)は問題であろう）直観なるが故なのである。しかし、「空間」がそれらの概念にとって必然的、根底的であることは、それが(1)たることの論拠とはならない。「空間」が必然的、根底的たることがアプリオリに知られるのでなくとも、原則命題の導出は可能（後述）なのである。また自然科学でいえば、「多くの異なる時間」という主語概念の分析によっては「同時的に存在し得ない」という述語は導出できぬところから、この主語と述語が結合する綜合命題が可能なのは「時間」が直観の純粹形式であるが故なのである。しかしこれも同様に、「時間」が必然的、根底的たることがアプリオリに知られるのでなくとも

原則命題の導出は可能と考えられねばならない。

確かに時空の表象は、幾何学や自然科学はもとより、一般に対象や現象を認識するに当っての直観形式ではある。カントの立場からすれば、この直観形式は「アприオリなもの」でなくてはならないが、その場合、事態的には、カントの意に反して、それは「先天的素質としての」という意味でしかなくなってしまう。「アприオリな」というのと「先天的素質的」とは峻別されねばならない。<sup>(6)</sup> 先天的素質的な直観形式に「時空」が当てはまることは決してアприオリに決定されないからである。素質があることに「時空」がそうであることが結果的には該当しても両者は別ごとである。なぜなら、その該当根拠が問われなければならないからである。従って「時空」が所謂経験的概念や直観と異なることはまちがいないとしても、その故にそれがアприオリに知られる直観形式とは断じられない。

カントにとって、「時空」が、また(2),(3)の規定が知られるのは経験によってであってはならない筈である。もし経験依拠的になら、カントが論じた意義が損われる。従って規定はアприオリたることを要するが、それは換言すれば、そのアприオリ性がIで述べた如く「時空の表象の成立はアприオリ」の意味でなければならぬことを意味する。しかしながら以上の如く、カントはこの点を決して論証し得てはいない。確かに(1)以外は充分に理解できるが、その(2),(3)が上の有効な意味が確立されぬまま導出されている点に問題があるのである。

### III

その説かれる如く、明らかに「時空」は必然的、根底的表象乃至直観形式といえる。カントにとって、それがアприオリたることは決して忘れられてはならぬことである。しかしこれは、制約に由来する「論理的に先行的」の意味に先ず近いのであって、(1)の意味にはなり得ないことは上述したとおりである。また、「アприオリな必然的根底的表象乃至直観形式」

なる規定の導出には、「時空」が通常概念とは異なるというほぼ各項目に共通させた論拠が示されていた。

成程、通常概念が多数の個別的なものを前提とし、それらからの抽象によって形成されるのに比して、「時空」はそのような意味では個別的な「時空」を前提としてはいない。しかし、だからといってなぜアプリアリとされねばならないのであろうか。概念にとって数多くの複数対象からの抽象が本質的条件であって、単数対象からであってはならないといえるかどうか——。概念形成にとっては対象の単複は本質的な差とはならないのではないかとも思われる。それに、個別的な対象や現象がそれぞれ部分的諸時空においてあるということから、時空がその事態から知られてくるものであってみれば、知られる「時空」は複数対象からのものと考えられなくもないのである。ただ、その場合は、概念形式におけるのとはやや異なった特殊な捉え方によってとでもいえようか。また、そのいわれている唯一的、必然的、根底的なものが概念たり得ないことを意味するものでもない筈であろう。かくて「時空」は、客観における「無限量的な容器の如きもの」乃至主観における「直観形式」に対する命名にほかならない。命名とは対象をことばによって示すことである。後者は、それが形成されてくる過程からいって、やはり一種の概念と考えられねばならない。これも「時空」がアプリアリな表象ではないことを示している。

それ故カントによっていわれるアプリアリ性も、対象における論理的先行性乃至制約性をいっていることになっているのであって、認識の権利づけの一端として有効と考えられる主観（感性）において経験に依拠しないで成立する表象としてのアプリアリ性ではない。かくては、時空がなければ対象や現象もあり得ないことから、時空がそれらの可能性の制約であるということはいえても、「時空」が「アプリアリな」直観でなければならぬとは断じられないと考えられる。

IV

「先験的究明」では、「時空」が単なる概念とするなら幾何学や自然科学の原則命題が普遍妥当性を持ち得ないことになる故、それはアプリアリであると結論づけられている。先ず幾何学に関しては次の如くである。

幾何学は空間の諸性質を総合的に、しかも経験に依拠せずアプリアリに規定する学である。幾何学についてそのような認識が可能であるためには、空間表象は直観、しかもアプリアリな直観でなければならない。なぜなら、総合的認識たる幾何学の命題が、自ら外に出るような述語を引き出すことができない単なる分析的概念からのみ生ずる筈がない、即ち必然的、根底的たる「空間」が経験的概念ならアプリアリな総合判断は成立する筈はなく、必然性の意識と結びついている幾何学の命題がアポステリアリなものに由来する筈がないからである<sup>(6)</sup>。

かくしてカントによれば、経験的に知られるものが必然性を持ち得ないところから、必然的と知られるものはアプリアリなものと同義とされている。「主語と述語の関係が総合的で必然的であること」が「主語にも述語にも必然的な制約である空間表象がアプリアリな直観形式であること」によって基礎づけられることを主張している。つまり「空間」なる対象制約的な必然的なものは即アプリアリなのである。

しかしそのような意味での必然性が即そのいわるべきところのアプリアリ性といえるかどうか。カントのそれは一面、当然、「空間」が対象の可能性の制約という意味での必然性と解し得るが、そうなら、それは論証されるべきであったアプリアリ性を必ずしも意味するとは限らない。対象の根底に存する「空間」が主観のアプリアリな直観として存するのではなく、客観対象の制約として客観的に存することの反映としての「空間」ということも十分に成立するのである。たとえ通常概念と同じではないとしても、空間が対象の可能性の必然的制約たることの把握は、個別的諸対

象を知ることを通じてなされるものと考え得よう。もしそうなら（事実そうだが）、「空間」はアプリアリに知られる直観ではなくして、アポステリオリに知られる直観であることになる。「空間」がアポステリオリな通常概念と異なることは、それが「アポステリオリに知られること」を否定することにはならないし、従って「アプリアリに知られる直観たること」を意味し得ない。それはまた、対象の根底的、必然的制約たることと矛盾しないのである。端的にいえば、経験的直観ではないことはアプリアリに知られる直観たることと同義ではない。カントはこの同義たることを決して論証し得てはいない。「空間」が「無限量的な容器の如き必然的制約たるもの」に対して命名されたものなら、普遍妥当性を持つ幾何学の原則命題は、主語と述語に含まれる必然的制約性が確認されることに基づく命題である。空間が対象の客観的制約たることが一たび成立するとするからには、主語と述語の概念には、それぞれ概念によって示されている当のものがいずれも空間においてあるということは当然含まれているからである。即ち、例えば「三角形の二辺の和は他の一辺より大である」において、要素的概念はもとより、その組み合わせとしての「三角形の二辺の和」なる主語と「他の一辺より大」なる述語を分析すれば、共に必ず必然的空間の存在が析出されてくる故、つまり主語と述語にとっての空間の共通必然的制約性を顕現させる故、結局はそのような概念としての主語、述語に共通な必然性が、主語、述語によって示される幾何学的命題の普遍妥当性を保証することになるからである。幾何学の命題を貫いてその制約としての空間或いは空間表象が必然的にあるというこの意味の必然性において、制約としての空間自体はそのようなものとして客観的に存在すると考えられ得る。

他面、また、対象制約的な必然的なものは即アプリアリであるというその主張は、「空間」が「実験的な投げ入れ<sup>(7)</sup>」として主観の内に根源を持つという意味でのアプリアリ性とも解される。しかし実験的、仮説的な投げ

入れということなら、経験依拠的な確認や検証と不可分でなければならない。それ故、彼此（先の、対象の可能性の必然的制約としたことと、この実験的投げ入れとしたこと）いずれの主張にしても、カントが論証すべきであったアприオリ性とは結びつかない。

以上から、従って、幾何学の命題が総合的であるかどうかは実は問題<sup>(8)</sup>ではなからうか。もし総合的でないとすれば、それは分析的といえることになる。そして確かに幾何学の命題は分析的であろう。二点間を結んだり補助線を引く等によって幾何学の命題は証明されるが、それらの操作、解明、証明等が可能なのは、上述した析出される共通地盤による保証と相俟って、その可能であること自体が命題の主語概念（要素概念の組み合わせも含む）の中に既に含まれているからである。そのような分析命題なら、共通制約としての空間乃至空間表象が諸図形、諸操作、諸証明の可能性を内含的に必然的に保証する故、幾何学の命題はその普遍妥当性、アприオリ性と一致するのであって決して矛盾することもない。<sup>(9)</sup> このアприオリ性が主観にアприオリに知られるという意味ではなく、あくまでも「空間乃至空間表象が主語、述語の必然的共通地盤たること」と「主語の分析」双方に基づく必然的普遍妥当性という意味のものであることは勿論である。

自然科学に関しては、時間の「形而上学的究明の3、4において、<sup>(10)</sup> 時間は一次元だけを持つから、例えば、多くの異なる時間は同時的ではなくて継時的であるという原則、即ち、時間関係を規定する必然的原則や時間一般に関する公理が可能であることが経験によって導出されるのではなく、時間がアприオリな直観たることに基づいてのみ初めて可能であること、更に「先験的究明」の表題の下に、時間表象によってのみ可能な変化や運動の概念は、もし時間表象がアприオリな直観ではないとしたら、矛盾対当関係をなす述語を同一対象に結びつけることの可能を説明できない故、「時間」がアприオリな直観たることによってのみ理解され得ることが主張されている。

変化や運動についての認識は、カントにとっては勿論総合的認識である。それらが普遍性と必然性を持つことも、規範的な学としての自然科学によって明白であるとされていた。つまり、「変化や運動についての認識は必然性を持つ。変化や運動は『時間』においてある。それらの根底にある『時間』が制約として蓋然的にすぎないなら、自然科学の原則命題も保証されまい。故に『時間』も必然的であって経験的に知られるものではあり得ない。従ってそれはアプリアリである」とカントは主張しようとしていると察せられる。かく、ここでも「時間」なる対象制約的な必然的なものは即アプリアリなのである。

しかし顧れば、このアプリアリ性は先と同じく、一面では「時間」が実験的、仮説的な投げ入れとして主観の内に根源を持つという意味でのそれにほかならない。この場合は経験依拠的な確認や検証と無関係であるわけにはいかず、これは本来のアプリアリ性とは相容れぬものである。

また他面、それが現象の可能性の制約という意味での必然性なら、それは「空間」の場合と同様、論証さるべきアプリアリ性を必ずしも意味し得ない。現象の根底にある「時間」が専ら主観のアプリアリな直観として存するのではなくして、客観現象の制約として客観的に存することも充分成立するからである。「時間」が「無限量的な容器の如き必然的制約たるもの」に対して命名されたものなら、自然科学の原則命題も、普遍妥当性を持つという意味では、主語と述語に含まれる必然的制約性が確認されることに基づく命題である。時間が対象の客観的制約たることが一たび成立するとするなら、変化や運動の概念には、それらがいずれも時間においてあるということは当然含まれているし、従って主語や述語の分析は同時に必然的制約としての時間の存在が必ず析出されてくることを伴う故、主語と述語にとっての時間の共通的な必然的制約性を顕現させるので、結局はそのような概念としての主語、述語に共通な必然性が、主語、述語によって示される自然科学の原則命題の必然性を保証することになるからである。

自然科学の命題を貫いてその制約としての時間乃至時間表象が必然的にあるというこの意味の必然性を顧れば、制約としての時間自体はそのようなものとして客観的に存在すると十分に考えられ得るのである。この必然性と、「時間」が主観にアプリアリに知られるという論証さるべきであったアプリアリ性とは決して結びつかぬことはいうを俟たない。

以上から、「空間」においても「時間」においても、カントのいうアプリアリ性は、共に実験的仮說的投げ入れと、対象や現象の成立制約という二つの観点からの考察を促すものを孕んでいる。前者は確認や検証と不可分、後者はその客観的成立を否定し得ぬが故に、共に「時空」の(1)たることの論証とはならないと、この「先験的究明」においてもいえるのである。

幾何学や自然科学における認識は原則命題を基礎に樹立されている。この原則命題は時空の必然的制約においてある。カントが普遍妥当的な必然性をいうのは、先ず「時空」の、原則に対する関係においてである。もし「時空」が必然的（アプリアリ）ではなく蓋然的に知られるにすぎぬなら、普遍妥当性を持つそれらの学の認識の成立は説明がつかない<sup>(11)</sup>。従って「時空」はアプリアリと考えられざるを得ないとされ、両学の原則命題は共にアプリアリな総合判断とされたのである。「一切の知覚より前に認識し得るのは時空のみである……」(A. 42, B. 60)——、この言表の中に、本質把握としての時空についての認識が、或いはその表象がアプリアリであると断じるその哲学本来の時空観が集約的にいとも鮮やかに示されている。

しかし、幾何学の原則も自然科学の原則も、共にアプリアリな総合判断とはいえぬというのがことの真相であろう。幾何学の原則命題は、その派生命題と共にアプリアリな分析判断といわるべきであろう。自然科学の原則は、主語の分析が充分になされる場合はアプリアリな分析判断、分析が不十分な場合はアポステリアリな総合判断と解される<sup>(12)</sup>。派生命題は科学的法

則や真理発見の過程上のものとしてアポステリオリな総合判断であろう。

「時空」は、カントの説く意味での専ら主観の形式として先験的観念性であり、またそれ故に経験的実在性を持つ、のではない。認識が現象界に限られるとしても、「時空」は対象成立、現象成立の制約として客観的存在の反映たることは疑い得ざることである。カントが「時空」の主観におけるアプリアリ性を主張したのは、まさに認識の権利づけの一端を担わせるためであったろうが、それにしてもその客観的存在から目をそらしたところには、やはり一つのイドラがあったと考えられねばならない。

## V

幾何学と空間、自然科学と時間の関係は、それぞれの前者が後者の必然的制約を受けている故に「時空」は主観にアプリアリな直観形式である——、これがカントの結論であった。しかしそのような関係から出てくるのは、決して「時空表象は経験に依拠せずに成立する」という意味でのアプリアリ性ではない。<sup>(18)</sup>「時空」が対象や現象の必然的制約ということから出てくるのは、広く経験を基礎づけることが意図された筈を思えば、時空の「存在」が必然的であるということのみである。形而上学的究明において対象や現象の非存在は考えられても「時空」の非存在は考えられないというのも、「時空」が直観形式たることは導出し得ても、アプリアリにそれが知られるということまでは導出しない。「対象や現象の非存在は考えられても」というのも、「この、またはあの対象や現象の非存在は考えられても」の意であって、一切の対象や現象の絶対的非存在の意ではない筈である。もしそうなら、知られるものは何もなくなってしまう。何かは、先ずはその存在が意識に対して体験的に与えられることにより、次いでそれに対する認識能力を通して知られるのほかはない。意識に対する個別的所与の積み重ねを通しての感覚や経験に全く依拠せずしては（勿論、カントはそれらに全く依拠せずに一般に何か知られるとはいっていないが）、

対象、現象はもとより、時空そのものも意識されない。それらを思えば、カントの論述から出てくるのは、むしろ対象や現象が存するなら、時空が客観的に存しないことは考えられないということではなかろうか。換言すれば、カントの論述は時空が客観的存在たることの一つの現われにほかならぬと考えられねばならない。このことは、また、たとえ「時空」の先験的観念性や、加えて説かれた、時空の客観的存在の主張を意味しなかった経験的実在性<sup>(14)</sup>が持ち出されても崩れまい。なぜなら、それらは時空表象に関するものであって、元来、広くは経験の基礎づけのために提唱されたそれらである限り、その表象が通常私たちが把握している時空存在の、即ち客観存在の表象であって、それ以外たり得ないことは否定さるべくもないからである。

先験的究明がとりわけ一種の仮説としての実験的投げ入れの感が深いものであって、それが確認や検証を要すること、或いは権利づけの一端に参与するに有効なアプリアリ性たり得なかったことは既述のとおりである。対象や現象の印象に先立つ感性的形式が主観に備わるというのも有効なアプリアリ性を意味し得ず、先天的素質の存在を指摘するに留まるものである。<sup>(15)</sup>加えて、権利づけへの参与が「時空」のアプリアリな成立としてのアプリアリ性ということ以外にないとするのも実は速断であろう。時空表象を、そのようなものではなく、客観的存在からのものとしても後述のように十分に妥当な説明が可能であろうと考えられるのである。

認識においては対象や現象一般の消滅はない。そこには認識作用が考えられていると同時に認識対象が当然考えられている。その対象は主観に対する客観として必然的に前提されている。時空とてもその例に漏れない。その限り、即ち、対象の客観としての存在を認める限り、対象一般の根底的制約たる時空の客観的存在もまた疑われ得ないのである。

時空が知ることの制約たることは確かである。が同時にそれは、主観の存在することの制約であると共に、客観の存在することの制約であるとい

われねばならない。カントにあっては、その背景からとはいえ、前者に対しても後者に対しても殆んど無視に近い立場であったといえることは否定できない。時空は、主観も客観もそれにおいて初めて成立を可能ならしめられるところのものである。それ故「時空」は主観のみに根源を持つようなアプリアリな直観ではない。もしそうなら、経験を待たずにその把捉が可能となろうが、これは全く不可能である。「時空」をアプリアリな直観とカントが解したことは、根底的、必然的な形式としてそれらを把えたことたることは勿論としても、これは実は、広くは、それを対象として把えていることを意味する。対象として把えることは結局は経験を意味することである。それ故、もし全く経験がないとしたら、対象が現われないということと同義となり、認識対象としての把捉のしようがなくなってしまふのである。かくて時空の表象の成立や時空の本質把捉は、個別的对象や現象の所与を端緒とする感覚を通しての経験によると考えるのほかはない。時空表象が成立し、時空が知られるより先に、感覚への触発によって個別的对象や現象の表象が成立し、次いで意識にのぼるものとしてそれらが先ず先行的に知られるのである。これは個別的对象や現象の所与が先であることを示す。時空が根底にあることは、主観の中にあるのではなく、客観成立の制約として客観的に存在すること、また客観成立のみならず主観をも成立せしめる制約として客観的に存在することを表わしている。たとえそれが主観内にあるとしても、それは表象として、更には概念として、客観的存在たる時空の反映的把捉としてあるのである。

時空は、客観対象存在の制約であると共に主観存在の制約である。しかし客観も主観も共に存在であるなら、時空は存在の必然的<sup>(16)</sup>制約であるといえるであろう。

幾何学や自然科学の可能根拠としての時空は存在の客観的な制約である。それが可能根拠としてカントによって把えられたのは、その真理観と相俟って絶対的普遍性と必然性が要求されたことからである。しかし時空

は、その表象の成立をアプリアリとして把えるべきものではなくして、主観をも含めた存在の客観的な制約として把えられねばならない。時空が所与として与えられることはその存在が与えられることである。しかしカントは、その主張の背景から無理もないとはいえ、時空の存在によりは、「時空」が根底的で必然的形式たること、即ち「時空」の何であるかに焦点を当てていた。そこでは存在ではなくして、或いは存在するとしても、主観に依拠するものとしての本質が問われている。そしてその本質規定の一例として「時空」のアプリアリ性がいわれたのであった。とはいえ、本質が問われ得、また規定づけられ得たのは存在の制約として時空が客観的に存在するからである。もし時空が必然的制約として客観的に成立していないとしたら、そのアプリアリ性も意味を失ってしまう。主導権は客観が握っている。時空表象は決してアプリアリに成立するのではない。従って時空論（感性論）におけるカントの論述は有効な権利づけの一端を担っているとはいえないと解される。主観における、「時空」の根底的、必然的制約形式たることの把捉も、根底的、必然的制約形式としての客観からの主観への反映的所産にほかならない。

## VI

しかしながら、ここに一つの大きな疑問が生ずるかと思われる。時空表象がアプリアリではないとすれば、即ち更に敷衍していえば、時空の本質把捉として「時空は存在の根底的、必然的制約である」という命題が経験に依拠して知られる命題であるとすれば、それは蓋然的命題であることになり、命題内容も蓋然的であって必然的ではなくなってしまう——、つまり「時空」がアプリアリに知られる直観ではなくして一種の概念であり、従って経験依拠的にその本質の把捉がなされるものとするなら、存在の必然的制約をいう必然性はどうなるのかという疑問である。時空が主観の有無に関わりなく、存在の客観的な根底的、必然的制約たることがいかにし

て知られるかは、結局は経験に依るとするのほかはない。ところが経験的に知られるとするなら、その内容は必然的ではなくなってしまう。しかるに、時空が蓋然的な制約でしかなく、存在の必然的制約ではないことは到底認められ難いことである。私たちは、時空が存在の根底的、必然的制約形式として客観的に存在していることを確信してやまない。かくては必然性についての考察が必要かと思われる。

ここで私は必然性に二種のことを考えたい。即ち、主観における必然性と客観における必然性とである。主観における必然性は意識にとって必ずそう思われる、考えられるということの必然性である。但しこれは、日常でいう主観的、独断的であることの意味ではない。それは、主観における、対象存在の反映に基づく必然性であって、典型的な例を挙げれば分析判断の場合における必然性である。主語概念に含まれているものを述語に置く肯定命題はまちがいなく真である。逆にその否定命題はまちがいなく偽である。たとえ、その主語概念を把握する過程は経験に依拠しようとも、一たび把握された主語概念から分析的に出てくる述語の定立は必然的に真と考えられねばならない。その意味では、これは「絶対的必然性」と命名することができるであろう。

客観における必然性は、客観側において必ずそうである。もしくはそうなるという必然性である。これは本来客観においてのみ考えられる必然性であって、それ自体をみれば直ちに主観とは結びつかない。つまり、主観の有無に関わらずそうあらざるを乃至ならざるを得ないという必然性である。そのことが知られる時、それは初めて主観との関連を持ってくる。言表として示されるこの客観における必然性の例としては、すべての分析判断における判断内容自体を挙げることができるであろう。ただ、ここでは、この小論展開上、時空論に直結し、また分析判断に同値になると考えられる「時空は存在の根底的、必然的制約である」という判断内容自体をその典型例として挙げたい。勿論、それが知られるのは経験を通してであ

る。ということは、判断に表わされる時、それは本来は分析判断ではなく、総合判断になるということを示している。対象は一般に、経験を通して一層総合的に内容豊かに知られるものであろうが、時空なる対象の場合もこの点に関しては本質的に変わらない。ただ、ここで焦点になっている必然的制約という規定が形成されるまで、それ程発展的でも複雑でもないだけである。時空の場合も、それが存在の制約であることは、また逆にいえば、存在が必然的に時空の制約下にあることも、経験によって初めは総合的に知られるものであろう。この意味で時空についての上の命題は、その内容規定が言表される時に、総合判断、即ち蓋然的判断の形をとる客観における必然性を示しているということができる。しかしそれは、総合判断である限り厳密な必然性ではない。従って客観における必然性は、それ自体としては必然的であるとは考えられても、それが知られる判断の形からいって、分析判断のような絶対的必然性を持つものとしては知られない。故に、「主観との関わりにおける」時空の客観における必然性は「相対的必然性」と命名することができる。

存在の制約としての時空の必然性は、主観との関わりにおいては、客観における必然性として相対的必然性である。しかし、その必然性は絶対的といわれる程の必然性を以て私たちに迫ってくる。しかしてそういう確信の由来こそ、いわば分析判断的なプロセスの媒介によるものではあるまいか。

例えば「何かの認識」なる概念は経験に由来して成立しているが、たとえばそうであっても、一旦それが成立したなら、そこから意識と対象は分析的にしかも必然的に出てこよう。これは分析判断の必然性である。確かに個々の概念に先行して無論実在的对象の表象がある。またそれと共にそれを言表するのは概念によっている。従って、実在的对象が時空による必然的制約を受けていることが経験によって知られるにしても、そうした事態を含みつつ形成される経験的な個々の概念が一旦成立したなら、その概念

が示す実在的对象が時空による必然的制約を受けていることは、分析判断の必然性と同様に、その対象の概念から分析的、必然的に出てくると考えられる。この概念の表象は、常にその実在的对象の表象に還元できるし、またそれからくるものとして、その代理表象的役割を演じているのである。通常、意識されてはいないとはいえ、その分析判断的な確信過程を簡明に示せば次の如くなる。

1. 個別対象や現象が存在するとすれば、時空がその必然的制約であることは必然的と考えられる。
2. 個別対象や現象は存在する。
3. 故に、時空が個別対象や現象の必然的制約であることは必然的と考えられる。

前件真なら後件真として演繹的に導出されるこの結論は疑われ得ないものである。私たちの時空についての確信の由来はこのようなところにあるのではないであろうか。確信の根拠は、2、即ち「個別対象や現象は存在する」にある。1の後件は経験に依拠している。2も一面経験に依拠するが、他面、3への結論導出に関わるものとして、1と関連してアプリアリな分析判断を成立させるものである。即ち個別対象や現象を主語に立てることを保証する2故に、それらを主語に立てれば、それらが時空の制約下にあることは分析的に導出されるのである。個別対象や現象も、また時空も共に所与ではあっても、先ず、前者が後者より先に知られることは疑えない。前者が一次所与であるとするなら、後者はその一次所与についての外的本質記述に伴なって現われる二次所与にすぎない。従って、時空の根底的必然的制約たることの必然性についての確信は、一次所与としての「個別対象や現象は存在する」にあると考えられるのである。

総合判断として表わされてくる存在の制約という時空の性格乃至本質は、対象存在や現象存在に常に必ずまわりついている。そこでは、それらが措定されれば、時空もその制約として必然的に措定される。というこ

とは、対象があれば、時空の本質はその対象の概念に既にあるものとして含まれてしまっていることを示すものである。しかして、時空の性格乃至本質がそこに含まれているとすれば、その性格乃至本質が導出される形態は分析判断的である。従って、時空が対象の必然的制約たることが必然的である、つまりそういうことが絶対にまちがいないと知られるのは、対象の概念から分析的に出てくるということが背景的にあるからではあるまいか。それ故要点は、存在が疑われない限り、時空の、存在に対する制約としての必然性は疑われ得ないということである。しかも何らかの対象は疑いもなくある。従って、時空の、存在の制約としての必然性も疑われ得ないこと、即ち、先の総合判断内容自体の必然性は分析判断の必然性と同値になる。経験によって把捉された制約としての必然性が、それ自体としては厳密な必然性であるとしても主観に対しては本来「相対的必然性」しか持ち得ないにも拘らず、「絶対的必然性」ともいえる程の必然性を以て把捉されることを要求してくるのは、かく演繹のプロセスを無意識のうちに媒介にしていることによってではないであろうか。これは、主観に対する「相対的必然性」の、「絶対的必然性」への転化ともいえる。対象を主語に立てる分析判断なら疑いもなく絶対的必然性を持っているからである。

何らかのものの存在が私たちにとって疑われ得ないが故に、存在対象に対する時空の必然的制約性が知られるのも必然的である。後者の必然性は、存在対象が主観に与えられるという前者の必然性に負っている。その確信の究極根拠は主観に対する何らかの対象の所与、即ち「何か」の「がある」ことにある。かく、すべて、究極的には、存在、即ち「がある」から始まっている。換言すれば、究極起点は存在の自明性なのである。かくして、存在一般の「がある」が認められねばならない限り、同時にまた、存在対象としての時空の、他の個別的対象に対する必然的制約性も必然的なものとして知られるということが認められねばならない。そして、これはまさしく、「時空」が、カントが権利づけの一端を担うために有効なも

のとして論証を全うすべきであった（しかも全う不可能な）「アプリアリな表象」たり得ないことの一つの裏書きをなすと考えられるのである。

註

- (1) 形而上学的究明とは、或る概念がアプリアリに与えられたものとして明示するものを含むことを明らかにすることである（B.38）。また「形而上学的」なる形容がついていることから常識以上の解釈がなされることが示されているが、そこで時空がアプリアリな直観形式と規定されていることはやはり構成説の一つの現われにはかならない。「純粹理性批判」が数学、自然科学の基礎づけと共に新たな形而上学の建設をめざしたもの（B. Vorrede XXII）故に、この形容はまた、それがまさにその哲学体系の一環を担わされていることを示しているとも察せられる。時空の実在性に反対するカントの考え方には、実際、形而上学的な背景がある（cf. 註(3)）。また、H. ハイムゼートも私とは視点を異にしているとはいえ、その形而上学的背景については指摘しているところである（「カント哲学の形成と形而上学的基礎」須田、宮武訳、II. 二、4～9）。しかしながら、数学、自然科学の基礎づけにそのような背景を残したまま論述が展開されているというのは問題であろう。
- (2) 純粹直観と直観形式との関係についての指摘もある（岩崎武雄著「カント『純粹理性批判』の研究」第二章、p.84～85）ように、純粹直観は、經驗的直観から質料的なものを除いていけば時空のみが残されるという消極的な意味からすれば直観形式と一致する。しかし、これを、後の先験的分析論で「直観形式は多様なものを与えるのみであるが、形式的直観は表象の統一を与える」（B. 160. Anmerkung）といわれるように、積極的な意味で、例えば三角形そのものを悟性によって構成する形式的直観と解すると直観形式とは異なってくる。しかし両者は、ここでは同じものと考えても差しつかえないと考えられる。
- (3) カントにとって理論的に認識可能なものは物自体ではなく現象に限られる。そのことに至る形而上学的背景と考えられるものが直接的に、或いは間接的に随所に述べられている（B. Vorrede XX, XXV～XXVI, XXIX, A, 38～39, B. 55～56, A, 49, B. 66, Prolegomena, §13. Anmerkung 1.2）が、定義的には「經驗的直観の未規定な対象を現象という」（A. 20, B. 34）がある。この「未規定な」は「カテゴリーによって未規定な」の意味であろうが、現象とは、しかし、カントにとっては感性の先天的形式によって受け取

られるものである。現象は感性の先天的形式なる秩序の中に現われてくる未規定的な対象なのである。それは、感覚に対応する質料、及びそれがその中で秩序づけられている先天的形式に与っている。即ち、現象は、そこにおいて外からと内からの所与が統一されているものである。従って内外所与統一としての現象の概念はカント構成説の一端を集約的に示している。

- (4) これは形而上学的究明(空間の場合は3,「三角形の二辺の和は他の一辺より大である」が挙げられている。時間の場合は4,但しそこでは「原則」なる用語は使用されていないが,挙げられている「多くの異なる時間は同時的に存在し得ない」は原則命題と考えられる)の箇所に論じられてはいるが,むしろ内容的には先驗的究明に属しよう。
- (5) 権利づけの一端に参与する有効性の検討という観点からすれば,順序としては,先ず最初から「『時空』は直観形式である」を立てるのは不当ではなからうか。いきなりそのように主語に「時空」を立てるのではなく,「直観形式としての素質あり。それに『時空』が該当す」の如く,先ず主語に直観形式乃至素質が立てられなくてはならぬと考えられる(但し,先天的素質の存在の指摘のみでは,それはいわば常識に留まる当然のことである)。そして次にそこで該当の是非が検討されるという順序でなくてはならない。検討の結果は是であろうが,それはアプリオリに是ということではないであろう。
- (6) この論に関して整理すれば,「幾何学の命題は必然性を持つ。命題の中の図形や性質は空間においてある。それらの根底にある空間が経験的に知られる制約として蓋然的に知られるにすぎぬなら,幾何学の命題の必然性も保証されまい。故に『空間』も経験依拠的に知られるものではあり得ない。従ってそれはアプリオリである」というのがカントのいわんとすることのようである。尚,「……数学の根底にはアプリオリな純粹直観があり,この直観が数学において確然的確實性を以て妥当する総合的命題を可能ならしめるのである」(Prolegomena, §12)という論述もある。
- (7) cf. B. Vorrede XVIII, XXII, XIII. 数学や自然科学や形至上学の基礎づけのために,「実験的投げ入れ」ということは常にカントの念頭に置かれていたと考えられる。
- (8) この一つの問題の訂正と相俟って,「空間」の必然的根底性の知られ方が問われることによって一つの解決ができると考えられる。
- (9) カントの先驗的究明に対しては循環論であるという批判も成立しよう。「しかし我々は,この先驗的究明が実は一つの循環論であることに注意しなければならない。……幾何学的認識の必然性は空間の先天性によって説明され

る。しかしまた逆に、空間の先天性は幾何学的認識の必然性から説明されるのである。我々が認識論的主観主義の前提となっている必然的認識、即ち、先天的認識という考えを捨て去るならば、先験的究明における空間の先天性の論証は全く崩れ去ってしまわねばならない」(註(2)書、第二章、p. 69~70)

- (10) 3はカント自ら断わっている (A. 32, B. 48) ように先験的究明に属する。  
4は cf. 註(4).
- (11) 幾何学や自然科学の可能根拠として「時空」がアプリアリな直観形式たることはまた「先験的観念性」(transzendentale Idealität) や「経験的実在性」(empirische Realität) (A. 28, B. 44, A. 35~36, B. 52) ということから説かれている。物自体に対する理論的認識をカントは不可としたが、先験的観念性とは、「時空」が物自体の規定ではなく、主観においてある対象や現象のみに関わるアプリアリな直観形式であって、物自体に対しては観念的な無にすぎないということである。経験的実在性とは、そのような対象や現象としての物に対して、「時空」が経験上の普遍妥当性を基礎づけるものとして客観性を持つということである。要するに両者は、認識の基礎づけとして相互補充的に、認識対象が物自体界にではなく、「時空」による現象界にあることを主張しているものである。

そのような形式による構成主義的な面は、「空間(時間)の究明から生ずる結論」(A. 26, B. 42, A. 32~34, B. 49~51) においてもうかがわれる。そこでは同様な結論が理由づけと併せて述べられている。詳細は避けるが、その理由づけと結論との結びつきが判明でないこと、また「直観の主観的条件」、「対象」、「物自体」、「規定」等々の意味が交錯して、そこに混乱が見られることは否定できない。

併せていえば、他方、G. マルチンは、カントが時空は表象され得ても「時空」のない対象は表象され得ないと説くところから、カントにもアリストテレス的な考え方 (cf. アリストテレス、「自然学」第4巻、「空間」「時間」の項) のあることを認めようとしている。(G. martin, 'Immanuel Kant. Ontologie und Wissenschaften', 門脇卓爾訳, 第1章. §1). これはカントがそのように把えざるを得なかったことを示すと共に、時空がまさしくそのようなものであることを示していると考えられよう。

- (12) 分析の充分、不充分はここでは直接、価値に結びつかない中立的な意味である。実験や観察によって導かれる一般的な自然科学の認識の総合的アプリアリ性についてはカントも充分に承知している筈であったとしても、問題は、「すべて生起するものは原因を持つ」というような原則命題をカントが

「アприオリな総合判断」とした点にある。「生起するもの」という概念が一たび成立し、それに伴って十分な分析がなされれば、その述語は確かに分析的にであって、その場合はアприオリな分析判断と解される。しかし、その概念が確立するまでは、或いはその概念の分析が充分ではない時、その述語は導出できない故に、その命題は総合的であると解され易い。カントがこの原則命題を総合的としたのはその場合と考えられる。それ故、これを認めて「総合的」ということに固執し得るとすれば、概念分析が不充分、或いは概念形成がその完成に至る過程段階にある場合、従って経験的な過程の場合であって、その原則命題はカントの説くアприオリな総合命題ではなくて、アポステリオリな総合命題といわれなくてはならない。

(13) にも拘らず、カントの主張が展開されたことを思えば、その主張は、よくいわれるように、認識は厳密な普遍妥当性を持たねばならぬという、真理なるものに対する見方に根ざしているともいえよう。普遍妥当性を持つ自然科学の原則をアприオリな総合判断としたのも、その真理観と無関係ではないであろう。

(14) 「経験的実在性」を「時空の客観的存在」の主張と解するのは許されない。両者は明らかに異なっている。カントも、時(空)に絶対的実在性を要求することを一切拒否する(A. 35, B. 52)とまで明言している。経験的実在性は、対象が現象として主観に、否、主観における「時空」のアприオリ性に対して適合妥当的に現われる(カントの考えからは当然そう現われる)限り、一切の対象に対して「時空」が客観妥当性を持つということなのである。従って、「時空」が一方、先験的観念性として感性の形式(Form der Sinnlichkeit)であると同時に、他方、時空が経験的実在性として現象の形式(Form der Erscheinung)であるという解釈ができ、そこに主客観的な二重構造を見ることが出来る(高坂正顕著「カント」第三編、第二章、第二節)とするのはどうであろうか。なぜなら、その「現象」が通常の意味なら、上の「絶対的実在性要求拒否」と相容れないし、カント的な意味なら真に二重構造とはならないからである。それ故、経験的実在性は、現象対象の形式が感性の形式に対して適合妥当的に現われる限りにおいて説かれていると考えられねばならない。

また、これと関連して以下を付加しておきたい。

「何か或るものをアприオリに直観することはいかにして可能か」とカントは‘Prolegomena’(§. 8 ~ §. 10)の中で自問自答している。表象である直観は、対象が現在することによって規定される直観故に、対象が与えられる

以前にアプリアリに我々が直観することは不可能に思われるかもしれない、と先ずカントはいうのである。だが、もし直観が物をそれ自体あるがままに表象するとしたら、直観において我々が物をそれ自体あるがままに認識するということを否定する説明がつかなくなる。物に具わる種々の特性は、そのまま表象力の中へ入り込むわけではない。また、物があるがままにといわれる場合は、そうである限り、直観は常に経験的直観であって決してアプリアリな直観とはいえない。従って、認識が普遍妥当性を持つためには「私は、現実的な印象を通じて対象から触発されるが、しかし私の直観は、私の主観においてかかる現実的印象に先立つところの感性的形式しか含んでいない」 (§. 9) とするのほかはない。かくて初めて、対象は感性のその形式に一致する場合にのみ直観されることがアプリアリに知られ得るのである、云々。

この論述は、部分的には説得力があるように思われる。物に具わる諸特性が表象力の中へそのまま入り込むわけではないというのも事実として確かなことである。主観は対象の赤や四角の特性によって赤くなったり四角になったりするわけではない。従って、これに続く、現実的な印象を通じて対象から触発されるが、それに先立つ感性的形式があるというのも理解できるところである。

確かに、カントのいうとおり、感性的形式が主観に備わっていないならば認識は成立し得ない。しかしそれは、認識なる事態の分析からくる論理的所産であろう。対象の特性がそのまま主観内へ入り込めない故に、主観には対象に先行的な感性的形式が備わっているというのも時空表象の成立がアプリアリであることの論拠とはなり得ない。主観は、対象のどのような特性に対しても応諾できるいわば無限の柔軟性を持っている。この柔軟性は主観の先天的な素質にすぎない (cf. 註(5))。カントの論述は、ここでも、この先天的な素質のあることの指摘に留まっているのであって、やはり、不可能と考えられるとはいえ、問題提起としては充分意義のあるアプリアリ性、即ち、時空表象成立のアプリアリ性の論証になっていないと考えられねばならない。

- (15) 有名な「認識は経験と共に始まるが、だからといって経験から生ずるのではない」(B. Einleitung I) も後半は結局、権利づけの一端を担う感性論としては、先天的素質の存在の指摘以上のものではないであろう。その「先天的素質」に「時空」を考察したことは、充分、哲学としての意義のあることではあるが。
- (16) ここで時空に焦点を当てて 'ordo essendi' と 'ordo intelligendi' の区別をしておきたい。伝統的存在論では、時空は実体、属性に続く偶性範疇に属し

ているが、これらはいくまでも、立てられた主語（主語に時空を立てることは除かれている）についての述語の関連（広義の「本質」の記述）、即ち、「である」のあり方による区別であり、主語に含まれる「いつ」、「どこで」という偶然的なものとして、時空はその規定の順序からは確かに実体、属性の後に位する偶性範疇であるといえよう。ただ、ここでは、主語にその時空を立てていることになっている故、「必然的制約」といっても当然上記偶性たることとは矛盾しない。それは個々の対象が何であれ、「がある」として成立し得るかどうかということに関して（次の③）。これらを整理すれば次のようになる。

「である存在」の成立する順序からいえば、実体が先行し偶性（時空）は後行①、認識上の順序からは偶性が先行し、実体は後行（②）。

「がある存在」の成立する順序からいえば、時空が先行で個物は後行③。認識上の順序からは個物が先行し、時空は後行（④）。